

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 3 月 2 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

| | |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名 | C 重油ボイラから都市ガスボイラへの更新プロジェクト |
| 排出削減事業者名 | 愛知ヨーク株式会社 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 一般社団法人 低炭素投資促進機構 |
| 事業実施場所 | 愛知ヨーク株式会社 本社工場 (愛知県小牧市大字間々原新田字中島 500) |
| 事業の概要 | C 重油ボイラ 1 基を都市ガスボイラ 2 基へ更新する。高効率の都市ガスボイラへ更新し、単位発熱量あたりの CO2 排出量が少ない都市ガスへ燃料転換することで、CO2 排出量を削減する。 |
| 排出削減量の計画 | 2011 年度 193tCO2/年 2012 年度 290 tCO2/年 (事業実施期間合計 483tCO2) |
| 国内クレジット 認証期間 | 開始日 2011 年 7 月 26 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 001 ボイラーの更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------------------|---|
| 日本国内で実施されること | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所： 愛知ヨーク株式会社 本社工場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012年2月14日</p> |
| 追加性を有すること | <p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること ボイラーの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続して利用することができることを、法定検査記録、ボイラー運転日報の閲覧、関係者への質問等により、確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 本事業の投資回収年数計算については、入手した根拠資料、質問および検算により、補助金を除いた純投資額をもとに算出した結果、21.9年であること確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 従来より環境配慮の取組を実施してきたが、今回、国内クレジット制度を利用して、設備導入における資金的な負担の軽減及び、地球環境問題に貢献することが目的であることを確認した。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。</p> |
| 排出削減方法論に基づいて実施されること | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2) 既存設備の使用年数が法定耐用年数の2倍を超えていたが法定検査記録、ボイラー運転日報の閲覧、及び排出削</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>減事業者への質問により継続して利用できることを確認している。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、事業実施前後の設備の仕様書の確認、関係者への質問、検算により、高効率のボイラーへ更新することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラーの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続して利用することができることを、保守点検資料の閲覧、関係者への質問等により、確認している。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した蒸気が自家消費されることを、関係者への質問および現地での目視により確認している。</p> <p>2)その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> |
|--|--|

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上